

四日市市告示第 150 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 3月 25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	八田35号線	八田一丁目1901-12 八田一丁目1901-15	5.0~10.6	30.9
2	松本100号線	大字松本字大三ツ松1150-52 大字松本字大三ツ松1150-51	5.0~8.3	21.5
3	山分26号線	山分町字南山分38-2 山分町字南山分38-10	6.0~9.5	37.5
4	大矢知129号線	大矢知町字齋宮谷1785-6 大矢知町字齋宮谷1764-7	6.0~9.3	32.0
5	水沢西町25号線	水沢町字西野262-1 水沢町字富倉623-1	4.5~10.5	1,660.2
6	水沢西町26号線	水沢町字富倉667 水沢町字東山532-2	5.5	388.1